県民の生活環境の保全等に関する条例

平成十五年三月二十五日
条例第七号

改正　平成二一年　三月二七日条例第二五号　平成二一年　七月一〇日条例第三八号
平成二二年　三月二六日条例第一一号　平成二三年　三月二二日条例第二〇号
平成二四年　三月二七日条例第二四号

注　平成二四年三月二七日条例第二四号による改正中平成二五年四月一日から施行される部分は、本文には直接改正を加えないで、改正文を登載した。

県民の生活環境の保全等に関する条例をここに公布する。

県民の生活環境の保全等に関する条例

愛知県公害防止条例（昭和四十六年愛知県条例第三十二号）の全部を改正する。

目次

第一章　総則（第一条―第五条）
第二章　公害の防止に関する規制等
第一節　ばい煙発生施設等に関する規制（第六条―第二十五条）
第二節　大気指定工場等に関する総排出量規制（第二十六条―第三十五条）
第三節　土壌及び地下水の汚染の防止に関する規制等（第三十六条―第四十五条の二）
第四節　特定建設作業等に関する規制（第四十六条―第五十二条）
第五節　地下水の採取に関する規制（第五十三条―第六十四条）
第六節　悪臭の防止義務等（第六十五条）
第七節　屋外燃焼行為に関する規制（第六十六条）
第八節　化学物質の適正な管理（第六十七条―第七十一条）
第三章　事業活動及び日常生活に伴う環境への負荷の低減を図るための措置
第一節　地球温暖化の防止（第七十二条―第七十五条）
第一節の二　建築物に係る環境への負荷の低減（第七十五条の二―第七十五条の七）
第二節　自動車の使用に伴う環境への負荷の低減（第七十六条―第八十二条）
第三節　生活排水対策（第八十三条―第八十六条）
第四節　循環型社会の形成（第八十七条―第九十条）
第四章　公害の防止等のためのその他の措置（第九十一条―第九十八条）
第五章　雑則（第九十九条―第百七条）
第六章　罰則（第百八条―第百十五条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この条例は、愛知県環境基本条例（平成七年愛知県条例第一号）第二条に定める基本理念にのっとり、公害の防止、事業活動及び日常生活に伴う環境への負荷の低減その他生活環境の保全に関する県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、公害を防止するために必要な規制をし、並びに事業活動及び日常生活に伴う環境への負荷の低減を図るための措置に関する事項を定めること等により、県民の健康を保護し、県民の生活環境を保全することを目的とする。

（定義）

第二条　この条例（第三号に掲げる用語にあっては、第九十二条を除く。）において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　公害　環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。第九十八条第一項を除き、以下同じ。）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。以下同じ。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。

二　環境への負荷　事業活動その他の人の活動により環境に加えられる影響で環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

三　ばい煙　次に掲げる物質をいう。
イ　燃料その他の物の燃焼に伴い発生する硫黄酸化物
ロ　燃料その他の物の燃焼又は熱源としての電気の使用に伴い発生するばいじん
ハ　物の燃焼、合成、分解その他の処理（機械的処理を除く。）に伴い発生する物質のうち、カドミウム、塩素、ふっ化水素、鉛、トルエンその他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質（イに掲げるものを除く。）で規則で定めるもの
四　ばい煙発生施設　工場又は事業場（以下「工場等」という。）に設置される施設でばい煙を発生し、及び排出するもののうち、その施設から排出されるばい煙が大気の汚染の原因となるもので規則で定めるものをいう。
五　粉じん　物の破砕、選別その他の機械的処理又はたい積に伴い発生し、又は飛散する物質（炭化水素系物質を除く。）をいう。
六　粉じん発生施設　工場等に設置される施設で粉じんを発生し、及び排出し、又は飛散させるもののうち、その施設から排出され、又は飛散する粉じんが大気の汚染の原因となるもので規則で定めるものをいう。
七　炭化水素系物質　気体状又は微粒子状の炭化水素系の物質（ばい煙を除く。）をいう。
八　炭化水素系物質発生施設　工場等に設置される施設で炭化水素系物質を発生し、及び排出するもののうち、その施設から排出される炭化水素系物質が大気の汚染の原因となるもので規則で定めるものをいう。
九　公共用水域　河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠（きょ）、かんがい用水路その他公共の用に供される水路（下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第三号及び第四号に規定する公共下水道及び流域下水道で、同条第六号に規定する終末処理場を設置しているもの（その流域下水道に接続する公共下水道を含む。）を除く。）をいう。
十　汚水排出施設　次のいずれかの要件を備える汚水又は廃液を排出する施設で規則で定めるものをいう。
イ　カドミウムその他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質として規則で定める物質を含むこと。
ロ　水素イオン濃度その他の水の汚染状態（熱によるものを含み、イに規定する物質によるものを除く。）を示す項目として規則で定める項目に関し、生活環境に係る被害を生ずるおそれがある程度のものであること。
２　この条例にいう「生活環境」には、人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含むものとする。
（県の責務）
第三条　県は、公害の防止、事業活動及び日常生活に伴う環境への負荷の低減その他生活環境の保全（以下「公害の防止等」という。）に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。
（事業者の責務）
第四条　事業者は、その事業活動を行うに当たっては、公害の防止等のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
２　事業者は、その事業活動に関し、県が実施する公害の防止等に関する施策に協力するよう努めなければならない。
（県民の責務）
第五条　県民は、県が実施する公害の防止等に関する施策に協力する等により公害の防止等に寄与するよう努めなければならない。
第二章　公害の防止に関する規制等
第一節　ばい煙発生施設等に関する規制
（規制基準）
第六条　規制基準は、ばい煙発生施設において発生するばい煙、排出水（汚水排出施設を設置する工場等から公共用水域に排出される水をいう。以下同じ。）の汚染状態（熱によるものを含む。以下同じ。）及び騒音発生施設（工場等に設置される施設のうち、著しい騒音を発生する施設で規則で定めるものをいう。以下同じ。）又は振動発生施設（工場等に設置される施設のうち、著しい振動

を発生する施設で規則で定めるものをいう。以下同じ。）を設置する工場等において発生する騒音又は振動について、規則で定める。

2　前項の規制基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める許容限度とする。

一　ばい煙　第二条第一項第三号イに規定する硫黄酸化物（以下「硫黄酸化物」という。）にあってはイ、同号ロに規定するばいじん（以下「ばいじん」という。）にあってはロ、同号ハに規定する物質（以下「ばい煙に係る有害物質」という。）にあってはハに掲げる許容限度

イ　硫黄酸化物に係るばい煙発生施設において発生し、排出口（ばい煙発生施設において発生するばい煙を大気中に排出するために設けられた煙突その他の施設の開口部をいう。以下同じ。）から大気中に排出される硫黄酸化物の量について、規則で定める地域の区分ごとに排出口の高さ（規則で定める方法により補正を加えたものをいう。）に応じて定める許容限度

ロ　ばいじんに係るばい煙発生施設において発生し、排出口から大気中に排出される排出物に含まれるばいじんの量について、施設の種類及び規模ごとに定める許容限度

ハ　ばい煙に係る有害物質に係るばい煙発生施設において発生し、排出口から大気中に排出される排出物に含まれるばい煙に係る有害物質の量について、ばい煙に係る有害物質の種類及び施設の種類ごとに定める許容限度

二　排出水の汚染状態　第二条第一項第十号イに規定する物質（以下「汚水に係る有害物質」という。）による汚染状態にあっては、排出水に含まれる汚水に係る有害物質の量について、汚水に係る有害物質の種類ごとに定める許容限度、その他の汚染状態にあっては、同号ロに規定する項目について、項目ごとに定める許容限度

三　騒音及び振動　騒音発生施設又は振動発生施設を設置する工場等において発生する騒音又は振動の当該工場等の敷地の境界線における大きさについて、昼間、夜間その他の時間の区分及び区域の区分ごとに定める許容限度

3　知事は、第一項の規制基準を定め、又は改定するに当たっては、あらかじめ、愛知県環境審議会の意見を聴かなければならない。

（ばい煙発生施設等の設置の届出）

第七条　ばい煙を大気中に排出する者又は工場等から公共用水域に水を排出する者は、ばい煙発生施設又は汚水排出施設を設置しようとするときは、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　工場等の名称及び所在地

三　ばい煙発生施設又は汚水排出施設の種類

四　ばい煙発生施設又は汚水排出施設の構造

五　ばい煙発生施設又は汚水排出施設の使用の方法

六　ばい煙発生施設にあってはばい煙の処理の方法、汚水排出施設にあってはその汚水排出施設から排出される汚水又は廃液（以下「汚水等」という。）の処理の方法

七　汚水排出施設にあっては、排出水の汚染状態及び量その他の規則で定める事項

2　粉じん発生施設、炭化水素系物質発生施設又は工場等（騒音発生施設又は振動発生施設が設置されていないものに限る。）に騒音発生施設若しくは振動発生施設を設置しようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。この場合において、その設置しようとする施設が騒音発生施設又は振動発生施設であるときは、当該騒音発生施設又は振動発生施設の設置の工事の開始の日の三十日前までに届け出なければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　工場等の名称及び所在地

三　粉じん発生施設又は炭化水素系物質発生施設にあってはその種類、騒音発生施設又は振動発生施設にあってはその種類ごとの数

四　粉じん発生施設又は炭化水素系物質発生施設にあっては、その構造

五　粉じん発生施設又は炭化水素系物質発生施設にあってはその使用及び管理の方法、騒音発生施設又は振動発生施設にあっては騒音又は振動の防止の方法

六　騒音発生施設又は振動発生施設にあっては、その他規則で定める事項

3　前二項の規定による届出には、ばい煙発生施設にあってはそのばい煙発生施設において発生し、

排出口から大気中に排出される硫黄酸化物の量（以下「ばい煙量」という。）又はそのばい煙発生施設において発生し、排出口から大気中に排出される排出物に含まれるばいじん若しくはばい煙に係る有害物質の量（以下「ばい煙濃度」という。）及びばい煙の排出の方法その他の規則で定める事項を記載した書類を、粉じん発生施設、炭化水素系物質発生施設、騒音発生施設又は振動発生施設にあってはその粉じん発生施設、炭化水素系物質発生施設、騒音発生施設又は振動発生施設の配置図その他の規則で定める書類を添付しなければならない。

（経過措置）

第八条　一の施設がばい煙発生施設又は汚水排出施設となった際現にその施設を設置している者（設置の工事をしている者を含む。）でばい煙を大気中に排出し、又は排出水を排出するものは、当該施設がばい煙発生施設又は汚水排出施設となった日から三十日以内に、規則で定めるところにより、前条第一項各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

２　一の施設が粉じん発生施設、炭化水素系物質発生施設、騒音発生施設又は振動発生施設となった際現に工場等（騒音発生施設又は振動発生施設にあっては、その施設以外の騒音発生施設又は振動発生施設が設置されていないものに限る。）にその施設を設置している者（設置の工事をしている者を含む。）は、当該施設が粉じん発生施設、炭化水素系物質発生施設、騒音発生施設又は振動発生施設となった日から三十日以内に、規則で定めるところにより、前条第二項各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

３　前条第三項の規定は、前二項の規定による届出について準用する。

（構造等の変更の届出）

第九条　第七条第一項又は前条第一項の規定による届出をした者は、ばい煙発生施設にあってはその届出に係る第七条第一項第四号から第六号までに掲げる事項、汚水排出施設にあってはその届出に係る同項第四号から第七号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

２　第七条第二項又は前条第二項の規定による届出をした者は、粉じん発生施設又は炭化水素系物質発生施設にあってはその届出に係る第七条第二項第四号又は第五号に掲げる事項、騒音発生施設又は振動発生施設にあってはその届出に係る同項第三号又は第五号に掲げる事項の変更（騒音発生施設又は振動発生施設にあっては、同項第三号に掲げる事項の変更が規則で定める範囲内である場合又は同項第五号に掲げる事項の変更が当該工場等において発生する騒音若しくは振動の大きさの増加を伴わない場合を除く。）をしようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。この場合において、その変更しようとする事項が騒音発生施設又は振動発生施設に係るものであるときは、当該事項の変更に係る工事の開始の日の三十日前までに届け出なければならない。

３　第七条第三項の規定は、前二項の規定による届出について準用する。

（ばい煙発生施設又は汚水排出施設に係る計画変更命令等）

第十条　知事は、第七条第一項又は前条第一項の規定による届出があった場合において、その届出に係るばい煙発生施設に係るばい煙量若しくはばい煙濃度がそのばい煙発生施設に係る規制基準に適合しないと認めるとき、又は排出水の汚染状態が当該汚水排出施設を設置する工場等の排水口（排出水を排出する場所をいう。以下同じ。）においてその排出水に係る規制基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から六十日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係るばい煙発生施設若しくは汚水排出施設の構造若しくは使用の方法若しくはばい煙若しくは汚水等の処理の方法に関する計画の変更（同項の規定による届出に係る計画の廃止を含む。）又は第七条第一項の規定による届出に係るばい煙発生施設若しくは汚水排出施設の設置に関する計画の廃止を命ずることができる。

（騒音発生施設又は振動発生施設に係る計画変更勧告）

第十一条　知事は、第七条第二項又は第九条第二項の規定による届出があった場合において、その届出に係る騒音発生施設又は振動発生施設を設置する工場等において発生する騒音又は振動が規制基準に適合しないことによりその工場等の周辺の生活環境が損なわれると認めるときは、その届出を受理した日から三十日以内に限り、その届出をした者に対し、その事態を除去するために必要な限度において、騒音若しくは振動の防止の方法又は騒音発生施設若しくは振動発生施設の使用の方法若しくは配置に関する計画を変更すべきことを勧告することができる。

（ばい煙発生施設又は汚水排出施設に係る実施の制限）
第十二条　第七条第一項又は第九条第一項の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から六十日を経過した後でなければ、それぞれ、その届出に係るばい煙発生施設若しくは汚水排出施設を設置し、又はその届出に係るばい煙発生施設若しくは汚水排出施設の構造若しくは使用の方法若しくはばい煙若しくは汚水等の処理の方法の変更をしてはならない。
２　知事は、第七条第一項又は第九条第一項の規定による届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。
（氏名の変更等の届出）
第十三条　第七条第一項又は第八条第一項の規定による届出をした者は、その届出に係る第七条第一項第一号若しくは第二号に掲げる事項に変更があったとき、又はその届出に係るばい煙発生施設若しくは汚水排出施設の使用を廃止したときは、その日から三十日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。
２　第七条第二項又は第八条第二項の規定による届出をした者は、その届出に係る第七条第二項第一号若しくは第二号に掲げる事項に変更があったとき、又はその届出に係る粉じん発生施設、炭化水素系物質発生施設、騒音発生施設若しくは振動発生施設（騒音発生施設又は振動発生施設にあっては、当該工場等に設置するすべての騒音発生施設又は振動発生施設）の使用を廃止したときは、その日から三十日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。
（承継）
第十四条　第七条第一項若しくは第二項又は第八条第一項若しくは第二項の規定による届出をした者からその届出に係るばい煙発生施設、汚水排出施設、粉じん発生施設、炭化水素系物質発生施設、騒音発生施設又は振動発生施設（騒音発生施設又は振動発生施設にあっては、当該工場等に設置するすべての騒音発生施設又は振動発生施設）を譲り受け、又は借り受けた者は、当該ばい煙発生施設、汚水排出施設、粉じん発生施設、炭化水素系物質発生施設、騒音発生施設又は振動発生施設に係る当該届出をした者の地位を承継する。
２　第七条第一項若しくは第二項又は第八条第一項若しくは第二項の規定による届出をした者について相続、合併又は分割（その届出に係るばい煙発生施設、汚水排出施設、粉じん発生施設、炭化水素系物質発生施設、騒音発生施設又は振動発生施設（騒音発生施設又は振動発生施設にあっては、当該工場等に設置するすべての騒音発生施設又は振動発生施設）を承継させるものに限る。）があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該ばい煙発生施設、汚水排出施設、粉じん発生施設、炭化水素系物質発生施設、騒音発生施設又は振動発生施設を承継した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。
３　前二項の規定により第七条第一項若しくは第二項又は第八条第一項若しくは第二項の規定による届出をした者の地位を承継した者は、その承継があった日から三十日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。
（ばい煙の排出の制限）
第十五条　ばい煙発生施設において発生するばい煙を大気中に排出する者（以下「ばい煙排出者」という。）は、そのばい煙量又はばい煙濃度が当該ばい煙発生施設の排出口において規制基準に適合しないばい煙を排出してはならない。
２　前項の規定は、一の施設がばい煙発生施設となった際現にその施設を設置している者（設置の工事をしている者を含む。）の当該施設において発生し、大気中に排出されるばい煙については、当該施設がばい煙発生施設となった日から六月間（当該施設が規則で定める施設である場合にあっては、一年間）は、適用しない。
（粉じん発生施設又は炭化水素系物質発生施設に係る基準の遵守義務等）
第十六条　粉じん発生施設又は炭化水素系物質発生施設を設置している者は、当該粉じん発生施設又は炭化水素系物質発生施設について、規則で定める構造並びに使用及び管理に関する基準を遵守しなければならない。
２　第六条第三項の規定は、前項の基準を定め、又は改定する場合について準用する。
（排出水の排出の制限）
第十七条　排出水を排出する者は、その汚染状態が当該汚水排出施設を設置する工場等の排水口において規制基準に適合しない排出水を排出してはならない。

２　前項の規定は、一の施設が汚水排出施設となった際現にその施設を設置している者（設置の工事をしている者を含む。）の当該施設を設置している工場等から排出される水については、当該施設が汚水排出施設となった日から六月間（当該施設が規則で定める施設である場合にあっては、一年間）は、適用しない。ただし、当該施設が汚水排出施設となった際既に当該工場等が汚水排出施設を設置する工場等であるときは、この限りでない。

（騒音又は振動に係る規制基準の遵守義務）

第十八条　騒音発生施設又は振動発生施設を設置する工場等を設置している者は、当該工場等に係る騒音又は振動に係る規制基準を遵守しなければならない。

（ばい煙発生施設に係る改善命令等）

第十九条　知事は、ばい煙排出者が、そのばい煙量又はばい煙濃度が排出口において規制基準に適合しないばい煙を継続して排出するおそれがあると認めるときは、その者に対し、期限を定めて当該ばい煙発生施設の構造若しくは使用の方法若しくは当該ばい煙発生施設に係るばい煙の処理の方法の改善を命じ、又は当該ばい煙発生施設の使用の一時停止を命ずることができる。

２　第十五条第二項の規定は、前項の規定による命令について準用する。

一部改正〔平成二三年条例二〇号〕

（粉じん発生施設又は炭化水素系物質発生施設に係る基準適合命令等）

第二十条　知事は、粉じん発生施設又は炭化水素系物質発生施設を設置している者が第十六条第一項の基準を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて当該粉じん発生施設若しくは炭化水素系物質発生施設について同項の基準に従うべきことを命じ、又は当該粉じん発生施設若しくは炭化水素系物質発生施設の使用の一時停止を命ずることができる。

２　第十五条第二項の規定は、前項の規定による命令について準用する。

（汚水排出施設に係る改善命令等）

第二十一条　知事は、排出水を排出する者が、その汚染状態が当該汚水排出施設を設置する工場等の排水口において規制基準に適合しない排出水を排出するおそれがあると認めるときは、その者に対し、期限を定めて汚水排出施設の構造若しくは使用の方法若しくは汚水等の処理の方法の改善を命じ、又は汚水排出施設の使用若しくは排出水の排出の一時停止を命ずることができる。

２　第十七条第二項の規定は、前項の規定による命令について準用する。

（騒音発生施設又は振動発生施設に係る改善勧告及び改善命令）

第二十二条　知事は、騒音発生施設又は振動発生施設を設置する工場等において発生する騒音又は振動が規制基準に適合しないことによりその工場等の周辺の生活環境が損なわれていると認めるときは、当該工場等を設置している者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、騒音若しくは振動の防止の方法を改善し、又は騒音発生施設若しくは振動発生施設の使用の方法若しくは配置を変更すべきことを勧告することができる。

２　知事は、第十一条の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで騒音発生施設若しくは振動発生施設を設置しているとき、又は前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、期限を定めて、同条又は同項の事態を除去するために必要な限度において、騒音若しくは振動の防止の方法の改善又は騒音発生施設若しくは振動発生施設の使用の方法若しくは配置の変更を命ずることができる。

（ばい煙量等及び排出水の汚染状態の測定等）

第二十三条　ばい煙排出者又は排出水を排出する者は、規則で定めるところにより、当該ばい煙発生施設に係るばい煙量若しくはばい煙濃度又は当該排出水の汚染状態を測定し、その結果を記録し、これを保存しなければならない。

２　排出水を排出する者は、当該公共用水域の水質の汚濁の状況を考慮して、当該汚水排出施設を設置する工場等の排水口の位置その他の排出水の排出の方法を適切にしなければならない。

一部改正〔平成二三年条例二〇号〕

（ばい煙に係る施設に係る基準の遵守義務等）

第二十四条　ばい煙を発生し、及び排出する施設で規則で定めるものを設置している者は、当該施設について、規則で定める構造並びに使用及び管理に関する基準を遵守しなければならない。

２　知事は、前項の施設を設置している者が同項の基準を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて当該施設について同項の基準に従うべきことを命じ、又は当該施設の使用の一

時停止を命ずることができる。
３　第六条第三項の規定は第一項の基準を定め、又は改定する場合について、第十五条第二項の規定は前項の規定による命令について準用する。
（相当程度の騒音又は振動に係る基準の遵守義務等）
第二十五条　相当程度の騒音又は振動を発生する施設でその騒音又は振動により生活環境を損なうおそれがあるものとして規則で定めるものを設置する工場等（騒音発生施設又は振動発生施設を設置するものを除く。）を設置している者は、当該工場等において、規則で定める基準を超える騒音又は振動を発生させてはならない。
２　知事は、前項の規定に違反する行為により当該工場等の周辺の生活環境が損なわれていると認めるときは、当該工場等を設置している者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、騒音又は振動の防止の方法の改善その他必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。
３　第六条第三項の規定は、第一項の基準を定め、又は改定する場合について準用する。
第二節　大気指定工場等に関する総排出量規制
（総排出量規制区域）
第二十六条　知事は、大気の汚染を防止するため、区域の自然的、社会的条件を考慮して、大気指定工場等（ばい煙を発生し、及び排出する施設で規則で定めるもの（以下「大気指定施設」という。）が設置されている工場等のうち、その工場等から発生し、及び排出されるばい煙が大気の汚染を著しくさせる原因となるもので規則で定めるものをいう。以下同じ。）から発生し、及び排出されるばい煙の総量を規制する必要がある区域を総排出量規制区域として規則で定めなければならない。
２　第六条第三項の規定は、前項の総排出量規制区域を定め、又は変更する場合について準用する。
（総排出量規制基準）
第二十七条　総排出量規制基準は、大気指定工場等から発生し、及び排出されるばい煙の総量について、総排出量規制区域及び硫黄酸化物その他の規則で定める物質の種類ごとに、規則で定める。
２　第六条第三項の規定は、前項の総排出量規制基準を定め、又は改定する場合について準用する。
（大気指定工場等の設置の届出）
第二十八条　総排出量規制区域内において大気指定工場等を設置しようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。
一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
二　大気指定工場等の名称及び所在地
三　大気指定施設の種類及びその種類ごとの数
四　大気指定施設の構造
五　大気指定施設の使用及び管理の方法
六　大気指定工場等から発生し、及び排出されるばい煙の処理の方法
七　大気指定工場等に設置される大気指定施設から発生し、及び排出されるばい煙に係る原材料及び燃料の種類及び使用量
八　その他規則で定める事項
２　前項の規定による届出には、大気指定施設の配置図その他の規則で定める書類を添付しなければならない。
（経過措置）
第二十九条　一の区域が総排出量規制区域となった際現にその区域内において大気指定工場等を設置している者（設置の工事をしている者を含む。以下この項において同じ。）又は一の工場等が大気指定工場等となった際現に総排出量規制区域内においてその工場等を設置している者は、当該区域が総排出量規制区域となった日又は当該工場等が大気指定工場等となった日から三十日以内に、規則で定めるところにより、前条第一項各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。
２　前条第二項の規定は、前項の規定による届出について準用する。
（変更の届出）
第三十条　第二十八条第一項又は前条第一項の規定による届出をした者は、その届出に係る第二十八条第一項第三号から第八号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

２　第二十八条第二項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

（計画変更命令等）

第三十一条　知事は、第二十八条第一項又は前条第一項の規定による届出があった場合において、その届出に係る大気指定工場等から発生し、及び排出されるばい煙の総量がその大気指定工場等に係る総排出量規制基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から六十日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る第二十八条第一項第三号から第八号までに掲げる事項に関する計画の変更（前条第一項の規定による届出に係る計画の廃止を含む。）又は第二十八条第一項の規定による届出に係る大気指定工場等の設置に関する計画の廃止を命ずることができる。

（実施の制限）

第三十二条　第二十八条第一項又は第三十条第一項の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から六十日を経過した後でなければ、それぞれ、その届出に係る大気指定工場等を設置し、又はその届出に係る第二十八条第一項第三号から第八号までに掲げる事項の変更をしてはならない。

２　知事は、第二十八条第一項又は第三十条第一項の規定による届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

（総排出量規制基準の遵守義務）

第三十三条　総排出量規制区域内において大気指定工場等を設置している者は、当該大気指定工場等に係る総排出量規制基準を遵守しなければならない。

（改善命令等）

第三十四条　知事は、前条に規定する者が、当該大気指定工場等に係る総排出量規制基準に適合しないばい煙を排出し、若しくは排出するおそれがあると認めるときは、その者に対し、期限を定めて第二十八条第一項第三号から第八号までに掲げる事項の改善を命じ、又は当該大気指定工場等の操業の一時停止を命ずることができる。

２　前項の規定は、第二十九条第一項の規定による届出をした者の当該届出に係る大気指定工場等については、同項に規定する総排出量規制区域となった日又は同項に規定する大気指定工場等となった日から六月間（当該大気指定工場等が規則で定める大気指定工場等である場合にあっては、一年間）は、適用しない。

（準用）

第三十五条　第十三条第一項及び第十四条の規定は、第二十八条第一項又は第二十九条第一項の規定による届出をした者について準用する。

第三節　土壌及び地下水の汚染の防止に関する規制等

全部改正〔平成二二年条例一一号〕

（土壌及び地下水の特定有害物質による汚染の防止義務）

第三十六条　鉛、砒（ひ）素、トリクロロエチレンその他の物質（放射性物質を除く。）で、それが土壌若しくは地下水に含まれることに起因して人の健康若しくは生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるものとして規則で定めるもの（以下「特定有害物質」という。）又は特定有害物質を含む固体若しくは液体（以下「特定有害物質等」という。）を取り扱う者は、特定有害物質等をみだりに埋め、飛散させ、流出させ、又は地下に浸透させてはならない。

一部改正〔平成二二年条例一一号〕

（特定有害物質等を取り扱う施設の点検）

第三十七条　特定有害物質等を業として取り扱う者は、特定有害物質等を取り扱う施設における特定有害物質等の飛散、流出及び地下への浸透の有無を点検するよう努めなければならない。

（土壌汚染等対策指針の策定等）

第三十八条　知事は、土壌及び地下水の特定有害物質による汚染の状況等の調査並びに土壌及び地下水の特定有害物質による汚染により人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることを防止するために講ずべき措置に関する指針（以下「土壌汚染等対策指針」という。）を定めるものとする。

２　知事は、土壌汚染等対策指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公示するものとする。

（汚染の状況の調査等）

第三十九条　特定有害物質等を取り扱い、又は取り扱っていた事業所（以下「特定有害物質等取扱事業所」という。）を設置している者（以下「特定有害物質等取扱事業者」という。）は、土壌汚染

等対策指針に従い、当該特定有害物質等取扱事業所が設置されている土地において土壌及び地下水の特定有害物質による汚染の状況の調査（以下「土壌汚染等調査」という。）を行うよう努めなければならない。

2　特定有害物質等取扱事業者は、その特定有害物質等取扱事業所（規則で定めるものに限る。）の全部又は一部の廃止をしようとするときは、土壌汚染等対策指針に従い当該廃止に係る特定有害物質等取扱事業所が設置されている土地において土壌汚染等調査を行い、その結果を規則で定めるところにより知事に報告しなければならない。

3　知事は、土地の土壌又は土地にある地下水の特定有害物質による汚染状態が規則で定める基準（以下「土壌汚染等対策基準」という。）に適合しないおそれがあると認めるときは、当該土地に特定有害物質等取扱事業所を設置している特定有害物質等取扱事業者に対し、土壌汚染等対策指針に従い当該土地において土壌汚染等調査を行い、その結果を規則で定めるところにより報告するよう求めることができる。

4　知事は、第二項の規定により土壌汚染等調査を行うべき特定有害物質等取扱事業者又は前項の規定により土壌汚染等調査を行うことを求められた特定有害物質等取扱事業者に資力がないことその他やむを得ない事由により前二項の土壌汚染等調査が行われないとき（第二項の場合にあっては、知事が、当該土壌汚染等調査に係る土地の土壌又は当該土地にある地下水の特定有害物質による汚染状態が土壌汚染等対策基準に適合しないおそれがあると認めるときに限る。）は、当該土壌汚染等調査に係る土地の所有者、管理者又は占有者（以下この節及び第百四条第一項において「所有者等」という。）に対し、土壌汚染等対策指針に従い当該土地において土壌汚染等調査を行い、その結果を規則で定めるところにより報告するよう求めることができる。

5　第六条第三項の規定は、土壌汚染等対策基準を定め、又は改定する場合について準用する。

一部改正〔平成二二年条例一一号〕

（土地の形質の変更をしようとする者の義務等）

第三十九条の二　土地の掘削その他の土地の形質の変更（以下「土地の形質の変更」という。）であって、その対象となる土地の面積が規則で定める規模以上のものをしようとする者は、当該土地における過去の特定有害物質等取扱事業所の設置の状況その他規則で定める事項について、土壌汚染等対策指針に従い調査し、その結果を規則で定めるところにより知事に報告しなければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

一　軽易な行為その他の行為であって、規則で定めるもの

二　非常災害のために必要な応急措置として行う行為

三　土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により指定された同条第二項に規定する形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更

2　知事は、前項の規定による報告があった場合において、当該土地の形質の変更をしようとする土地の土壌又は当該土地にある地下水が特定有害物質により汚染され、又は汚染されているおそれがあると認めるときは、当該土地の所有者等に対し、土壌汚染等対策指針に従い当該土地において土壌汚染等調査を行い、その結果を規則で定めるところにより報告するよう求めることができる。

追加〔平成二二年条例一一号〕

（汚染の拡散防止のための措置等）

第四十条　土壌汚染等調査を行った特定有害物質等取扱事業者又は第三十九条第四項若しくは前条第二項の土壌汚染等調査を行った土地の所有者等は、当該土壌汚染等調査の結果、当該土壌汚染等調査に係る土地の土壌又は当該土地にある地下水の特定有害物質による汚染状態が土壌汚染等対策基準に適合しないことが明らかになったときは、直ちに、土壌汚染等対策指針に従い、当該土壌又は地下水の特定有害物質による汚染の拡散の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかに、当該汚染の状況及び講じた応急の措置の内容その他規則で定める事項を知事に届け出なければならない。

2　土壌汚染対策法第三条第一項に規定する者又は同法第四条第二項若しくは第五条第一項の規定による命令を受けた者であって、同法第二条第二項に規定する土壌汚染状況調査を行わせたものは、当該土壌汚染状況調査の結果、当該土壌汚染状況調査に係る土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が土壌汚染等対策基準に適合しないことが明らかになったときは、直ちに、土壌汚染等対策指針に従い、当該土壌の特定有害物質による汚染の拡散の防止のための応急の措置を講ずるとともに、

速やかに、当該汚染の状況及び講じた応急の措置の内容その他規則で定める事項を知事に届け出なければならない。

3　第一項の規定による届出をした者は、土壌汚染等対策指針に従い、当該届出に係る汚染の拡散を確実に防止するために必要な措置を講ずるとともに、当該措置が完了したときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一　第一項の応急の措置その他の措置によって当該汚染の拡散を確実に防止することができると知事が認める場合

二　当該汚染について次条第一項の規定による命令があった場合

三　当該汚染に係る土地の区域について土壌汚染対策法第十四条第一項の申請があった場合

4　知事は、第一項の規定による届出をした者以外の者の行為によって当該届出に係る汚染が生じたことが明らかな場合において、その行為をした者に当該汚染の拡散を確実に防止するために必要な措置を講じさせることが相当であると認めるときは、その行為をした者に対し、土壌汚染等対策指針に従い当該汚染の拡散を確実に防止するために必要な措置を講ずべきことを求めるものとする。この場合において、前項の規定は、適用しない。

5　土地の所有者等は、当該土地の区域について土壌汚染対策法第十一条第一項の規定による指定がされたときは、土壌汚染等対策指針に従い、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染の拡散を確実に防止するために必要な措置を講ずるとともに、当該措置が完了したときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。ただし、第二項の応急の措置その他の措置によって当該汚染の拡散を確実に防止することができると知事が認める場合は、この限りでない。

6　知事は、前項に規定する土地の所有者等以外の者の行為によって同項の汚染が生じたことが明らかな場合において、その行為をした者に当該汚染の拡散を確実に防止するために必要な措置を講じさせることが相当であると認めるときは、その行為をした者に対し、土壌汚染等対策指針に従い当該汚染の拡散を確実に防止するために必要な措置を講ずべきことを求めるものとする。この場合において、同項の規定は、適用しない。

一部改正〔平成二二年条例一一号〕

（汚染の原因者に対する措置命令等）

第四十一条　知事は、土壌又は地下水の特定有害物質による汚染状態が土壌汚染等対策基準に適合せず、かつ、当該土壌又は地下水の特定有害物質による汚染により、人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあるものとして規則で定める基準に該当する土地があると認める場合において、当該土地に特定有害物質等取扱事業所を設置している特定有害物質等取扱事業者の行為によって当該汚染が生じたことが明らかであり、かつ、その行為をした者に当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他必要な措置（以下「汚染の除去等の措置」という。）を講じさせることが相当であると認めるときは、当該被害を防止するために必要な限度において、その者に対し、相当の期限を定めて、土壌汚染等対策指針に従い汚染の除去等の措置を定め、当該汚染の除去等の措置に関する計画書（以下「土壌汚染等処理計画書」という。）を作成し、これに基づき当該汚染の除去等の措置を講ずべきことを命ずることができる。

2　前項の規定による命令を受けた特定有害物質等取扱事業者は、規則で定めるところにより、当該土壌汚染等処理計画書を知事に提出しなければならない。

3　前項の規定により土壌汚染等処理計画書を提出した特定有害物質等取扱事業者は、当該汚染の除去等の措置が完了したときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

（汚染の状況等の公表）

第四十二条　知事は、第三十九条第二項から第四項まで若しくは第三十九条の二第二項の規定による報告又は第四十条第一項若しくは第二項の規定による届出があった場合において、人の健康又は生活環境に係る被害を防止するため必要があると認めるときは、当該土壌又は地下水の特定有害物質による汚染の状況その他規則で定める事項を公表するものとする。

一部改正〔平成二二年条例一一号〕

（汚染の拡散防止のための措置等に係る勧告）

第四十三条　知事は、特定有害物質等取扱事業者、土地の所有者等若しくは土地の形質の変更をしよ

うとする者が第三十九条第二項、第三十九条の二第一項、第四十条第一項から第三項まで若しくは第五項若しくは第四十一条第二項若しくは第三項の規定を遵守していないと認めるとき、又は第三十九条第三項若しくは第四項、第三十九条の二第二項若しくは第四十条第四項若しくは第六項の規定による知事の求めに応じない者があるときは、その者に対し、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

一部改正〔平成二二年条例一一号〕

（適用除外）

第四十四条　第三十九条から前条までの規定は、次に掲げる土地については、適用しない。

一　農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和四十五年法律第百三十九号）第二条第一項に規定する農用地

二　土壌汚染対策法第六条第一項の規定により指定された同条第四項に規定する要措置区域内の土地

三　前二号に掲げるもののほか、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第八条第一項に規定する一般廃棄物処理施設その他規則で定める施設の存する土地

一部改正〔平成二二年条例一一号〕

（自主調査に係る報告等）

第四十五条　この節の規定に基づき行う土壌汚染等調査及び土壌汚染対策法第二条第二項に規定する土壌汚染状況調査以外の土壌汚染等調査（以下「自主調査」という。）を土壌汚染等対策指針に従い行った者は、当該自主調査の結果、当該自主調査に係る土地の土壌又は当該土地にある地下水の特定有害物質による汚染状態が土壌汚染等対策基準に適合しないことが明らかになったときは、当該汚染の状況その他規則で定める事項を知事に報告するよう努めなければならない。ただし、当該土地の区域について土壌汚染対策法第十四条第一項の申請があった場合は、この限りでない。

２　知事は、前項の規定による報告があったときは、当該報告をした者又は当該報告に係る土地の所有者等に対し、必要な助言を行うことができる。

追加〔平成二二年条例一一号〕

（汚染土壌処理業に係る生活環境影響調査の実施等）

第四十五条の二　土壌汚染対策法第二十二条第一項又は第二十三条第一項の許可の申請をしようとする者は、規則で定めるところにより、当該申請に係る同法第二十二条第一項に規定する汚染土壌処理施設（以下「汚染土壌処理施設」という。）において同法第十六条第一項に規定する汚染土壌（以下「汚染土壌」という。）を処理することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査（以下「生活環境影響調査」という。）を行わなければならない。

２　前項の規定により生活環境影響調査を行った者は、当該生活環境影響調査の結果を勘案して汚染土壌処理施設の構造その他の規則で定める事項を記載した汚染土壌の処理の事業に関する計画書を作成し、これに当該生活環境影響調査の結果を記載した書類を添えて知事に提出しなければならない。

３　知事は、前項の計画書の提出があったときは、当該計画書を提出した者に対し、当該計画書について生活環境の保全上の見地からの意見を書面により述べるものとする。

４　第二項の計画書を提出した者は、当該計画書に係る汚染土壌の処理の事業に前項の意見を反映させるよう努めなければならない。

５　知事は、第一項又は第二項に規定する者がこれらの規定を遵守していないと認めるときは、その者に対し、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

追加〔平成二二年条例一一号〕

第四節　特定建設作業等に関する規制

（特定建設作業の実施の届出）

第四十六条　特定建設作業（建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音又は振動を発生する作業で規則で定めるものをいう。以下同じ。）を伴う建設工事を施工しようとする者は、当該特定建設作業の開始の日の七日前までに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。ただし、災害その他非常の事態の発生により特定建設作業を緊急に行う必要がある場合は、この限りでない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　建設工事の目的に係る施設又は工作物の種類
三　特定建設作業の種類、場所、実施期間及び作業時間
四　騒音又は振動の防止の方法
五　その他規則で定める事項
２　前項ただし書の場合において、当該建設工事を施工する者は、速やかに、規則で定めるところにより、同項各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。
３　前二項の規定による届出には、当該特定建設作業の場所の付近の見取図その他規則で定める書類を添付しなければならない。
（特定建設作業に係る改善勧告及び改善命令）
第四十七条　知事は、特定建設作業に伴って発生する騒音又は振動が昼間、夜間その他の時間の区分及び特定建設作業の作業時間等の区分並びに区域の区分ごとに規則で定める基準に適合しないことにより、その特定建設作業の場所の周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときは、当該建設工事を施工する者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、騒音若しくは振動の防止の方法を改善し、又は特定建設作業の作業時間を変更すべきことを勧告することができる。
２　知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで特定建設作業を行っているときは、期限を定めて、同項の事態を除去するために必要な限度において、騒音若しくは振動の防止の方法の改善又は特定建設作業の作業時間の変更を命ずることができる。
３　知事は、施設又は工作物に係る建設工事の工期が遅延することによって公共の福祉に著しい障害を及ぼすおそれのあるときは、当該施設又は工作物に係る建設工事として行われる特定建設作業について前二項の規定による勧告又は命令を行うに当たっては、生活環境の保全に十分留意しつつ、当該建設工事の実施に著しい支障を生じないよう配慮しなければならない。
４　第六条第三項の規定は、第一項の基準を定め、又は改定する場合について準用する。
（拡声機の使用の制限）
第四十八条　何人も、病院又は学校の周辺の地域その他の騒音を防止することにより周辺の生活環境を保全する必要がある地域で規則で定める区域内においては、規則で定める場合を除き、商業宣伝を目的として拡声機を使用してはならない。
２　何人も、航空機から機外に向けて、商業宣伝を目的として拡声機を使用してはならない。ただし、拡声機の使用の時間、音量等について規則で定める事項を遵守して使用する場合は、この限りでない。
３　何人も、前二項に定めるもののほか、拡声機を使用するときは、規則で定める場合を除き、拡声機の使用の時間及び場所、音量等について規則で定める事項を遵守しなければならない。
（飲食店営業等に伴う騒音に係る基準の遵守義務等）
第四十九条　飲食店営業その他の営業で規則で定めるもの（以下「飲食店営業等」という。）を営む者は、規則で定める基準を超える騒音を発生させてはならない。
２　第六条第三項の規定は、前項の基準を定め、又は改定する場合について準用する。
（深夜における音響機器の使用の制限等）
第五十条　静穏の保持を必要とする区域として規則で定める区域内において、規則で定める営業を営む者は、深夜（午後十一時から翌日の午前六時までの時間をいう。）においては、営業所において規則で定める音響機器を使用し、又は使用させてはならない。ただし、当該音響機器から発生する音が営業所の外部に漏れない措置を講じた場合は、この限りでない。
２　第六条第三項の規定は、前項の区域を定め、又は変更する場合について準用する。
（飲食店等の利用者の義務）
第五十一条　飲食店営業等の施設を利用する者は、その利用に伴い発生する騒音により、周辺の生活環境を損なうことのないようにしなければならない。
（作業に伴う騒音又は振動に係る基準の遵守義務等）
第五十二条　規則で定める作業を伴う事業を営む者は、規則で定める基準を超える騒音又は振動を発生させてはならない。
２　第六条第三項の規定は、前項の基準を定め、又は改定する場合について準用する。
第五節　地下水の採取に関する規制

（揚水設備の設置の許可）
第五十三条　地下水の採取により、地盤が沈下し、若しくは沈下するおそれがある区域又は他の区域の地盤の沈下に影響を及ぼし、若しくは及ぼすおそれがある区域として規則で定める区域（以下「揚水規制区域」という。）内の揚水設備（動力を用いて地下水を採取するための設備で規則で定めるものをいう。以下同じ。）により地下水を採取しようとする者は、揚水設備ごとに、そのストレーナーの位置、揚水機の吐出口の断面積（吐出口が二以上あるときは、その断面積の合計。以下同じ。）、揚水機の原動機の定格出力及び揚水量（以下「ストレーナーの位置等」という。）を定めて、知事の許可を受けなければならない。
２　第六条第三項の規定は、揚水規制区域を定め、又は変更する場合について準用する。
（許可の申請）
第五十四条　前条第一項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。
一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
二　揚水設備の設置の場所
三　揚水設備のストレーナーの位置
四　揚水設備の揚水機の吐出口の断面積
五　揚水設備の揚水機の原動機の定格出力
六　揚水設備の揚水量
七　地下水の用途
２　前項の申請書には、揚水設備の設置の場所を示す図面その他の規則で定める書類を添付しなければならない。
（許可の基準）
第五十五条　知事は、第五十三条第一項の許可の申請に係る揚水設備のストレーナーの位置等が規則で定める基準に適合していると認める場合でなければ、同項の許可をしてはならない。
２　知事は、前項の規定にかかわらず、規則で定める用途に供する地下水の採取については、他の水源をもってその地下水に替えることが著しく困難であると認める場合に限り、第五十三条第一項の許可をすることができる。
３　第六条第三項の規定は、第一項の許可の基準を定め、又は改定する場合について準用する。
（経過措置）
第五十六条　一の区域が揚水規制区域となった際現にその区域内の揚水設備でそのストレーナーの位置等が前条第一項の規則で定める許可の基準に適合するものにより地下水を採取している者又は一の地下水の採取に係る設備が揚水設備となった際現に揚水規制区域内のその設備でそのストレーナーの位置等が同項の規則で定める許可の基準に適合するものにより地下水を採取している者は、当該揚水設備又は地下水の採取に係る設備について、そのストレーナーの位置等により、第五十三条第一項の許可を受けたものとみなす。
２　一の区域が揚水規制区域となった際現にその区域内の揚水設備で前項に規定するもの以外のものにより地下水を採取している者又は一の地下水の採取に係る設備が揚水設備となった際現に揚水規制区域内のその設備で同項に規定するもの以外のものにより地下水を採取している者は、当該区域における工業用水道の布設の状況、その工業用水道による給水可能量その他の当該区域における代替水源による工業用水等の供給事情を勘案して規則で定める区域ごとに規則で定める日から起算して一年を経過する日までの間に限り、当該揚水設備又は地下水の採取に係る設備について、そのストレーナーの位置等により、第五十三条第一項の許可を受けたものとみなす。
３　前二項に規定する者は、当該区域が揚水規制区域となった日又は当該地下水の採取に係る設備が揚水設備となった日から起算して三十日以内に、規則で定めるところにより、当該揚水設備又は地下水の採取に係る設備について、第五十四条第一項各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。
４　第五十四条第二項の規定は、前項の規定による届出について準用する。
５　前条第一項の規則を改正する規則の施行の際現に揚水規制区域内において改正後の規則で定める許可の基準に適合しない許可揚水設備（第五十三条第一項の許可を受けた揚水設備をいう。第六十条において同じ。）（第二項の規定により第五十三条第一項の許可を受けたものとみなされた揚水

設備を除く。）により地下水を採取している者がある場合においては、当該許可揚水設備に係る第五十三条第一項の許可は、当該区域における工業用水道の布設の状況、その工業用水道による給水可能量その他の当該区域における代替水源による工業用水等の供給事情を勘案して規則で定める区域ごとに規則で定める日から起算して一年を経過した時にその効力を失う。

（変更の許可）

第五十七条　第五十三条第一項の許可を受けた者（以下「採取者」という。）は、第五十四条第一項第三号から第七号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。ただし、規則で定める変更については、この限りでない。

２　第五十五条第一項及び第二項の規定は、前項の許可について準用する。

（許可の条件）

第五十八条　知事は、第五十三条第一項又は前条第一項の許可に、地盤の沈下を防止するために必要な限度において、条件を付することができる。

（氏名等の変更の届出）

第五十九条　採取者は、第五十四条第一項第一号に掲げる事項に変更があったときは、その日から三十日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

（許可の失効）

第六十条　採取者がその許可揚水設備につき次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該許可揚水設備に係る第五十三条第一項の許可は、その効力を失う。この場合においては、採取者は、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

一　許可揚水設備により地下水を採取することを廃止したとき。

二　許可揚水設備が揚水設備でなくなったとき。

三　前二号の場合のほか、許可揚水設備を廃止したとき。

（許可の取消し等）

第六十一条　知事は、採取者が偽りその他不正の手段により第五十三条第一項若しくは第五十七条第一項の許可を受けたとき、又は第五十八条の規定により付した条件に違反したときは、第五十三条第一項又は第五十七条第一項の許可を取り消すことができる。

２　知事は、第五十三条第一項若しくは第五十七条第一項の規定に違反してこれらの規定の許可を受けず、若しくは第五十八条の規定により付した条件に違反して地下水の採取が行われている揚水設備又は第五十五条第一項の規定による許可の基準に適合しなくなった揚水設備については、当該揚水設備の所有者、管理者又は占有者に対し、当該揚水設備による地下水の採取を禁止し、若しくは制限し、又は相当の期限を定めて当該揚水設備を同項の規定による許可の基準に適合させるために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

（揚水量の減少勧告）

第六十二条　知事は、地盤の沈下を防止するため特に必要があると認めるときは、動力を用いて地下水を採取するための設備で規則で定めるものを設置している者に対し、当該設備による地下水の揚水量を減少すべきことを勧告することができる。

（水量測定器の設置等）

第六十三条　動力を用いて地下水を採取している者で規則で定めるものは、規則で定めるところにより、水量測定器を設置し、地下水の揚水量を測定し、その結果を知事に報告しなければならない。

（準用）

第六十四条　第十四条の規定は、採取者について準用する。

第六節　悪臭の防止義務等

第六十五条　工場等を設置している者は、事業活動に伴って生じたアンモニア、メチルメルカプタンその他の不快なにおいの原因となり、生活環境を損なうおそれのある物質（次項において「悪臭物質」という。）をみだりに排出してはならない。

２　工場等を設置している者で著しく悪臭物質を排出しているものとして規則で定めるものは、規則で定めるところにより、当該悪臭物質の排出に係る施設の構造、作業の方法その他規則で定める事項を知事に届け出なければならない。

第七節　屋外燃焼行為に関する規制

第六十六条　何人も、燃焼に伴ってばい煙、悪臭又はダイオキシン類（ダイオキシン類対策特別措置

法（平成十一年法律第百五号）第二条第一項に規定するダイオキシン類をいう。以下同じ。）が発生するおそれがある物で規則で定めるものを屋外において規則で定める焼却炉を用いないで燃焼させてはならない。ただし、法令若しくはこれに基づく処分により物を燃焼させる場合又は公益上若しくは社会の慣習上やむを得ず物を燃焼させる場合若しくは周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である場合として規則で定める場合は、この限りでない。

第八節　化学物質の適正な管理

（化学物質適正管理指針の策定等）

第六十七条　知事は、化学物質（元素及び化合物（それぞれ放射性物質を除く。）をいう。以下同じ。）を業として取り扱う者が化学物質を適正に管理するために講ずべき措置に関する指針（以下「化学物質適正管理指針」という。）を定めるものとする。

２　第三十八条第二項の規定は、化学物質適正管理指針を定め、又は変更した場合について準用する。

３　化学物質を業として取り扱う者は、化学物質適正管理指針に留意して、化学物質の製造、使用その他の取扱い等に係る管理を適正に行うよう努めなければならない。

（特定化学物質の取扱量の把握等）

第六十八条　特定化学物質等（特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成十一年法律第八十六号）第二条第五項第一号に規定する第一種指定化学物質等をいう。以下同じ。）を業として取り扱う者で規則で定める事業所（以下「特定化学物質等取扱事業所」という。）を有していることその他規則で定める要件に該当するもの（以下「特定化学物質等取扱事業者」という。）は、その事業活動に伴う特定化学物質（同条第二項に規定する第一種指定化学物質をいう。以下同じ。）の取扱量を、規則で定めるところにより、特定化学物質及び特定化学物質等取扱事業所ごとに把握しなければならない。

２　特定化学物質等取扱事業者は、規則で定めるところにより、特定化学物質及び特定化学物質等取扱事業所ごとに、毎年度、前項の規定により把握される前年度の特定化学物質の取扱量に関し規則で定める事項を知事に届け出なければならない。

（特定化学物質等管理書の作成等）

第六十九条　特定化学物質等取扱事業所で規則で定めるもの（以下この節において「特定事業所」という。）を有している特定化学物質等取扱事業者（以下この節において「特定事業者」という。）は、特定事業所ごとに、化学物質適正管理指針に従い、特定化学物質等を適正に管理するために講ずる措置を定め、当該措置を記載した書面（以下「特定化学物質等管理書」という。）を作成しなければならない。

２　特定事業者は、特定化学物質等管理書を作成し、又は変更したときは、規則で定めるところにより、これを知事に提出しなければならない。

（特定事業所における事故時の措置）

第七十条　特定事業者は、当該特定事業所において、その施設の破損その他の事故が発生し、特定化学物質が当該特定事業所から大気中若しくは公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより、人の健康又は生活環境に係る被害を生じ、又は生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続く特定化学物質の排出又は浸透の防止のための応急の措置を講じ、かつ、その事故の状況を知事に通報するとともに、速やかに、その講じた応急の措置の内容その他の規則で定める事項を知事に届け出なければならない。

２　知事は、特定事業者が前項の応急の措置を講じていないと認めるときは、その者に対し、同項に規定する応急の措置を講ずべきことを命ずることができる。

３　知事は、第一項に規定する事故が発生した場合において、事故の再発を防止するため必要があると認めるときは、当該特定事業者に対し、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

（化学物質に関する情報提供）

第七十一条　知事は、事業者が行う化学物質の管理の適正化を促進し、化学物質に関する県民の理解を深めるため、化学物質の性状、取扱方法等の化学物質に関する情報を提供するよう努めるものとする。

第三章　事業活動及び日常生活に伴う環境への負荷の低減を図るための措置

第一節　地球温暖化の防止

（地球温暖化の防止に関する計画等）

第七十二条　知事は、地球温暖化（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二条第一項に規定する地球温暖化をいう。以下同じ。）の防止に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、温室効果ガス総排出量（同条第五項に規定する温室効果ガス総排出量をいう。以下同じ。）の抑制に関する目標を定め、当該目標を達成するために必要な県、事業者及び県民のそれぞれが取り組むべき温室効果ガスの排出の抑制等（同条第二項に規定する温室効果ガスの排出の抑制等をいう。以下同じ。）のための措置に関する計画を定めるとともに、地球温暖化の防止を図るための施策を推進するものとする。

２　事業者及び県民は、前項の計画に従い、その事業活動又は日常生活において、電気、燃料等の効率的な使用、再生品の使用等による資源の有効利用、建築物等の緑化その他の地球温暖化の防止を図るための措置に取り組むよう努めなければならない。

一部改正〔平成二一年条例二五号〕

（地球温暖化対策計画書の作成等）

第七十三条　温室効果ガス総排出量が相当程度多い工場等として規則で定める工場等を設置し、又は管理している者（国及び地方公共団体を除く。以下「地球温暖化対策事業者」という。）は、規則で定めるところにより、当該工場等に係る温室効果ガスの排出の抑制等のための措置に関する計画書（以下「地球温暖化対策計画書」という。）を作成し、これを知事に提出しなければならない。

２　地球温暖化対策事業者は、前項の規定により地球温暖化対策計画書を作成したときは、その内容を公表するよう努めなければならない。

－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－

注　平成二四年三月二七日条例第二四号により、平成二五年四月一日から施行

第七十三条第一項中「工場等と」を「者と」に、「工場等を設置し、又は管理している者（国及び地方公共団体を除く。」を「もの（」に改め、「当該工場等に係る」を削り、同条に次の一項を加える。

３　知事は、第一項の規定による地球温暖化対策計画書の提出があったときは、温室効果ガス（地球温暖化対策の推進に関する法律第二条第三項に規定する温室効果ガスをいう。）の排出の状況その他の規則で定める事項を公表するものとする。

－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－

一部改正〔平成二一年条例二五号〕

（地球温暖化対策実施状況書の作成等）

第七十四条　地球温暖化対策事業者は、規則で定めるところにより、毎年度、地球温暖化対策計画書に基づく温室効果ガスの排出の抑制等のための措置の実施の状況を記載した書面（以下「地球温暖化対策実施状況書」という。）を作成し、これを知事に提出しなければならない。

２　前条第二項の規定は、地球温暖化対策実施状況書について準用する。

－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－

注　平成二四年三月二七日条例第二四号により、平成二五年四月一日から施行

第七十四条第二項中「の規定」を「及び第三項の規定」に改める。

－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－

（地球温暖化対策計画書等の提出に係る勧告）

第七十五条　知事は、地球温暖化対策事業者が第七十三条第一項又は前条第一項の規定により地球温暖化対策計画書又は地球温暖化対策実施状況書を提出しないときは、その者に対し、これを提出すべきことを勧告することができる。

第一節の二　建築物に係る環境への負荷の低減

追加〔平成二一年条例二五号〕

（建築物環境配慮指針の策定等）

第七十五条の二　知事は、建築物（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第一号に規定する建築物をいう。以下同じ。）の新築、増築又は改築（以下「新築等」という。）をしようとする者が建築物に係る環境への負荷の低減を図るための措置を講ずるに当たって配慮すべき事項及び当該措置の評価の方法に関する指針（以下「建築物環境配慮指針」という。）を定めるものとする。

２　第三十八条第二項の規定は、建築物環境配慮指針を定め、又は変更した場合について準用する。

３　建築物の新築等をしようとする者は、建築物環境配慮指針に従い、当該建築物に係る環境への負

荷の低減を図るために、適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

追加〔平成二一年条例二五号〕

（特定建築物環境配慮計画書の作成等）

第七十五条の三　規則で定める規模を超える建築物（以下「特定建築物」という。）の新築等をしようとする者（以下「特定建築主」という。）は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した計画書（以下「特定建築物環境配慮計画書」という。）を作成し、これを知事に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　特定建築物の名称及び所在地

三　特定建築物の概要

四　特定建築物に係る環境への負荷の低減を図るために講じようとする措置

五　前号に掲げる事項について建築物環境配慮指針に従い実施した評価の結果

六　特定建築物の新築等の工事の完了予定日

七　その他規則で定める事項

２　知事は、特定建築物環境配慮計画書の提出があったときは、規則で定めるところにより、当該計画書の概要を公表するものとする。

追加〔平成二一年条例二五号〕

（特定建築物環境配慮計画書の変更の届出等）

第七十五条の四　特定建築物の新築等の工事が完了するまでの間に、当該特定建築物に係る前条第一項第一号、第二号若しくは第七号に掲げる事項に変更があったとき、又は当該特定建築物に係る同項第三号から第六号までに掲げる事項の変更（規則で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、特定建築主は、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

２　知事は、前項の規定による届出があったときは、規則で定めるところにより、当該届出に係る変更後の特定建築物環境配慮計画書の概要を公表するものとする。

追加〔平成二一年条例二五号〕

（新築等の工事完了の届出等）

第七十五条の五　特定建築主は、特定建築物の新築等の工事を完了し、又は取りやめたときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

２　知事は、前項の規定による届出があったときは、規則で定めるところにより、当該工事の完了又は取りやめの日を公表するものとする。

追加〔平成二一年条例二五号〕

（特定建築主に対する指導又は助言）

第七十五条の六　知事は、特定建築物環境配慮計画書の提出又は第七十五条の四第一項の規定による届出があった場合において、当該提出又は届出に係る第七十五条の三第一項第四号に掲げる事項が建築物環境配慮指針に照らして不十分であると認めるときは、特定建築主に対し、必要な指導又は助言を行うことができる。

追加〔平成二一年条例二五号〕

（特定建築物環境配慮計画書の提出等に係る勧告）

第七十五条の七　知事は、特定建築主が特定建築物環境配慮計画書の提出若しくは第七十五条の四第一項若しくは第七十五条の五第一項の規定による届出（以下「提出等」という。）をせず、又は虚偽の提出等をしたときは、その者に対し、提出等をし、又は提出等の内容を是正すべきことを勧告することができる。

追加〔平成二一年条例二五号〕

第二節　自動車の使用に伴う環境への負荷の低減

（自動車の走行量の抑制等）

第七十六条　自動車（道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第二条第二項に規定する自動車及び同条第三項に規定する原動機付自転車をいう。以下同じ。）を使用する者は、自動車を効率的に利用すること、公共交通機関を利用すること等により、自動車の走行量を抑制するよう努めなければならない。

２　自動車を使用する者は、自動車の適正な運転及び必要な整備を行うことにより、当該自動車の運

行に伴い発生する排出ガス（自動車の運行に伴い発生する一酸化炭素、炭化水素、鉛化合物、窒素酸化物、粒子状物質、二酸化炭素その他の物質で規則で定めるものをいう。以下同じ。）及び騒音を最少限度にとどめるよう努めなければならない。

（自動車の駐停車時の原動機の停止義務等）

第七十七条　自動車を運転する者は、自動車を駐車し、又は停車するときは、当該自動車の原動機を停止しなければならない。ただし、道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第三十九条第一項に規定する緊急自動車を当該緊急用務のために使用している場合その他規則で定める場合は、この限りでない。

２　事業者は、その事業活動に伴い従業者に自動車を運転させる場合には、当該従業者に対し、自動車を駐車し、又は停車するとき（前項ただし書に規定する場合を除く。次条において同じ。）は、当該自動車の原動機を停止するよう指導しなければならない。

（駐車場設置者等の周知義務）

第七十八条　規則で定める規模以上の駐車場を設置し、又は管理している者（以下「駐車場設置者等」という。）は、看板、放送、書面等により、当該駐車場を利用する者に対し、当該駐車場内において自動車を駐車し、又は停車するときは、自動車の原動機を停止すべきことを周知するための措置を講じなければならない。

（低公害車の購入等）

第七十九条　自動車を購入し、又は使用しようとする者は、排出ガスが発生しないか若しくはその量が相当程度少ない自動車で規則で定めるもの（以下「低公害車」という。）又は排出ガスの量がより少ない自動車を購入し、又は使用するよう努めなければならない。

（低公害車の導入義務等）

第八十条　事業の用に供する自動車（規則で定めるものを除く。）の台数が規則で定める台数以上である事業者（以下「特定自動車使用事業者」という。）は、当該自動車の台数に対する低公害車の台数の割合（以下「低公害車導入割合」という。）を規則で定める割合以上としなければならない。

２　特定自動車使用事業者は、規則で定めるところにより、毎年度、前年度末の低公害車導入割合その他規則で定める事項を知事に届け出なければならない。

３　知事は、前項の規定による届出があったときは、低公害車導入割合その他規則で定める事項を公表するものとする。

（自動車販売業者による環境情報の説明義務等）

第八十一条　過去に道路運送車両法第五十八条第一項に規定する自動車検査証の交付を受けていない自動車で規則で定めるもの（以下この条において「新車」という。）を販売することを業とする者（以下「自動車販売業者」という。）は、その販売する新車の排出ガスの量その他の規則で定める事項（以下この条において「環境情報」という。）を記載した書面等を当該事業所に備え置くとともに、新車を購入しようとする者に対し、当該新車の環境情報を記載した書面を交付し、及びその説明を行わなければならない。

（自動車の駐停車時の原動機の停止等に係る勧告）

第八十二条　知事は、自動車を運転する者、事業者、駐車場設置者等又は特定自動車使用事業者が第七十七条、第七十八条又は第八十条第一項若しくは第二項の規定を遵守していないと認めるときは、その者に対し、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

第三節　生活排水対策

（生活排水対策に関する施策の実施等）

第八十三条　県は、生活排水対策（生活排水（水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第二条第九項に規定する生活排水をいう。以下同じ。）の排出による公共用水域の水質の汚濁の防止を図るための必要な対策をいう。以下同じ。）に係る広域にわたる施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

２　知事は、生活排水対策に関する基本方針を策定するものとする。

３　前項の基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　生活排水対策についての県民及び事業者に対する啓発に関する事項

二　市町村が実施する生活排水対策に関する施策の総合調整に関する事項

三　その他生活排水対策に関し必要な事項

４　知事は、前項の基本方針を策定し、又は変更したときは、これを公表するものとする。

一部改正〔平成二三年条例二〇号〕

（生活排水を排出する者の責務等）

第八十四条　生活排水を排出する者は、生活排水の排出による公共用水域の水質の汚濁の防止を図るため、調理くず、廃食用油等の適正な処理、洗剤の適正な使用その他の生活排水対策を自主的に行うとともに、県が実施する生活排水対策に関する施策に協力するよう努めなければならない。

２　事業者は、公共用水域の水質に対する生活排水による汚濁の負荷の低減を図るため、公共用水域の水質の保全に配慮した製品の開発及び製造その他の必要な措置を講ずるよう努めるとともに、県が実施する生活排水対策に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（生活排水の適正な処理）

第八十五条　下水道が整備されている区域及び下水道法第四条第一項の事業計画において定められた同法第五条第一項第一号に規定する予定処理区域以外の区域において生活排水を排出する者は、合併処理浄化槽（浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第二条第一号に規定する浄化槽をいう。以下同じ。）を設置し、又は生活排水の排水管を集合処理施設（農業集落排水施設その他の生活排水を集合処理する施設をいう。）に接続することにより、生活排水を適正に処理するよう努めなければならない。

一部改正〔平成二四年条例二四号〕

（市町村に対する支援）

第八十六条　県は、市町村に対し、合併処理浄化槽の設置その他の生活排水対策を推進するために必要な技術的支援その他の支援を行うよう努めるものとする。

第四節　循環型社会の形成

（循環型社会の形成に関する施策の実施等）

第八十七条　県は、循環型社会形成推進基本法（平成十二年法律第百十号）第九条に規定する基本原則（以下この節において「基本原則」という。）にのっとり、循環型社会の形成を推進するため、事業者、県民及び市町村と連携を図りながら、製品等が廃棄物等（同法第二条第二項に規定する廃棄物等をいう。以下この節において同じ。）となることが抑制され、並びに循環資源（同条第三項に規定する循環資源をいう。以下同じ。）について適正に循環的な利用及び処分が行われることを確保するために必要な施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

２　県は、事業者、県民又はこれらの者の組織する民間の団体が自発的に行う循環型社会の形成に関する活動が促進されるよう､情報の適切な提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（環境物品等の調達の推進）

第八十八条　知事は、毎年度、県が行う物品及び役務の調達に関し、当該年度の予算及び事務又は事業の予定等を勘案して、環境物品等（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成十二年法律第百号）第二条第一項に規定する環境物品等をいう。）の調達の推進を図るための方針を作成するものとする。

２　県は、前項の方針に基づき、当該年度における物品及び役務の調達を行うものとする。

（事業活動における廃棄物等の発生抑制等）

第八十九条　事業者は、基本原則にのっとり、その事業活動を行うに際しては、原材料等がその事業活動において廃棄物等となることを抑制するために必要な措置を講ずるとともに、原材料等がその事業活動において循環資源となった場合には、これについて自ら適正に循環的な利用を行い、若しくはこれについて適正に循環的な利用が行われるために必要な措置を講じ、又は循環的な利用が行われない循環資源について自らの責任において適正に処分するよう努めなければならない。

２　前項に定めるもののほか、事業者は、基本原則にのっとり、その事業活動に際しては、再生品を使用すること等により循環型社会の形成に自ら努めるとともに、県及び市町村が実施する循環型社会の形成に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（日常生活における廃棄物等の発生抑制等）

第九十条　県民は、基本原則にのっとり、製品をなるべく長期間使用すること、再生品を使用すること、循環資源が分別して回収されることに協力すること等により、製品等が廃棄物等となることを抑制し、製品等が循環資源となったものについて適正に循環的な利用が行われることを促進するよう努めるとともに、その適正な処分に関し県及び市町村の施策に協力するよう努めなければならな

い。
２　前項に定めるもののほか、県民は、基本原則にのっとり、循環型社会の形成に自ら努めるとともに、県及び市町村が実施する循環型社会の形成に関する施策に協力するよう努めなければならない。

第四章　公害の防止等のためのその他の措置

（常時監視等）

第九十一条　知事は、大気の汚染の状況並びに公共用水域及び地下水の水質の汚濁の状況を常時監視しなければならない。

２　知事は、前項の常時監視の結果を公表しなければならない。

（大気汚染の予報等）

第九十二条　知事は、規則で定める物質による大気の汚染が著しくなるおそれがあると認めるときは、その旨を一般に周知させるとともに、ばい煙（大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第二条第一項に規定するばい煙をいう。以下この条において同じ。）を排出する者又は自動車の使用者若しくは運転者で、当該大気の汚染を著しくするおそれがあると認められるものに対し、同法第二十三条第一項に規定する事態の発生に備えて必要な措置を講ずることについて協力を求めなければならない。

２　知事は、大気汚染防止法第二十三条第一項に規定する事態が発生した場合において、同項に規定する措置によってはその事態を改善することが困難であると認めるときは、ばい煙を排出する者又は自動車の使用者若しくは運転者で、当該大気の汚染を更に著しくするおそれがあると認められるものに対し、ばい煙の排出量の減少のための措置を講ずることを勧告し、又は自動車の運行の自主的制限について協力を求めなければならない。

（公害の防止等に関する協定）

第九十三条　知事は、公害の防止等のため必要があると認めるときは、事業者と公害の防止等に関する方法その他必要な事項を内容とする協定を締結することができる。

２　知事は、前項の協定を締結するに当たっては、あらかじめ、当該協定に係る工場等の所在地の市町村長と協議しなければならない。

（公害の防止等に関する施設の整備等の推進）

第九十四条　知事は、緩衝地帯の設置等公害の防止等のために必要な事業及び下水道その他公害の防止等に資する公共施設の整備の事業を推進する措置を講じなければならない。

（苦情の適切な処理）

第九十五条　知事は、公害に関する苦情の適切な処理を図るとともに、苦情の処理体制の整備に努めなければならない。

（調査の請求）

第九十六条　県民は、公害に係る被害を受け、又は受けるおそれがあると認めるときは、規則で定めるところにより、知事に対し、その旨を申し出て、当該公害の状況等の調査を求めることができる。

２　知事は、前項の規定による申出があったときは、速やかに必要な調査を行い、その結果を当該申出をした者に通知しなければならない。

（中小企業者に対する助成）

第九十七条　県は、中小企業者が行う公害の防止等のために必要な施設の整備等について、必要な金融上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

（環境上の基準）

第九十八条　知事は、必要があると認めるときは、大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、県民の健康を保護し、県民の生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準を定めるものとする。

２　前項の基準については、常に適切な科学的判断が加えられ、必要な改定がなされなければならない。

３　第六条第三項の規定は、第一項の基準を定め、又は改定する場合について準用する。

第五章　雑則

（公害防止担当者の選任）

第九十九条　規則で定める工場等を設置している者は、当該工場等から発生する公害の防止に当たらせるため、工場等ごとに、公害防止担当者を選任しなければならない。

２　公害防止担当者は、当該工場等から発生する公害の防止に関し、当該工場等の従業者を指示する地位にある者で規則で定める資格を有するものをもって充てなければならない。
３　第一項の工場等を設置している者は、公害防止担当者を選任したときは、その日から三十日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。公害防止担当者が死亡し、又はこれを解任したときも、同様とする。
４　前三項に定めるもののほか、公害防止担当者に関し必要な事項は、規則で定める。
（勧告及び命令）
第百条　知事は、第四十八条、第四十九条第一項、第五十条第一項、第五十二条第一項又は第六十六条の規定に違反する行為により、人の健康又は生活環境が損なわれると認めるときは、当該違反行為をする者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、当該違反行為の停止その他必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。
２　知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、期限を定めて、同項の事態を除去するために必要な限度において、当該違反行為の停止その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。
第百一条　知事は、第十一条、第二十二条第一項、第二十五条第二項、第四十三条、第四十五条の二第五項、第四十七条第一項、第六十二条、第七十条第三項、第七十五条、第七十五条の七、第八十二条、第九十二条第二項又は前条第一項の規定による場合のほか、事業活動その他の人の活動に伴い生ずる障害によって人の健康又は生活環境に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、その事態を発生させ、又は発生させるおそれがある者に対し、期限を定めて、その事態を除去し、又は防止するために必要な限度において、当該事態を除去し、又は防止するために必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。
一部改正〔平成二一年条例二五号・二二年一一号〕
（公表）
第百二条　知事は、この条例の規定に違反して著しく公害を発生させている者があるときは、その者の氏名又は名称及び住所並びにその違反の状況を公表することができる。
２　知事は、この条例の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その旨及びその勧告の内容を公表することができる。
３　知事は、前二項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該この条例の規定に違反して著しく公害を発生させている者又は勧告を受けた者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。
（工業用水等の供給停止の要請）
第百三条　知事は、この条例の規定による計画の廃止命令若しくは操業の停止命令若しくはこれらに相当する法律の規定による命令に従わないで操業している工場等から発生し、及び排出されるばい煙又は公共用水域に排出される汚水若しくは廃液が著しく人の健康又は生活環境に係る被害を生じさせ、かつ、他の手段によっては当該工場等の操業を停止させることが困難であると認めるときは、工業用水道事業者（工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）第二条第五項に規定する工業用水道事業者をいう。）又は水道事業者（水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）第三条第五項に規定する水道事業者をいう。）に対し、当該工場等に供給する工業用水又は業務用の水道水（保安の用に供するものを除く。）の全部又は一部の供給を停止することを要請することができる。
（報告及び検査）
第百四条　知事は、この条例の施行に必要な限度において、ばい煙、粉じん、炭化水素系物質、汚水、廃液、騒音、振動、悪臭若しくはダイオキシン類（以下この項において「ばい煙等」という。）を発生させ、若しくは排出している者、特定有害物質等を取り扱う者（特定有害物質等取扱事業者を含む。）、土壌若しくは地下水の特定有害物質による汚染に係る土地の所有者等、土地の形質の変更をする者、地下水を採取している者、特定化学物質等取扱事業者、地球温暖化対策事業者、特定建築主、特定自動車使用事業者若しくは自動車販売業者から必要な報告を求め、又はその職員に、ばい煙等を発生し、若しくは排出している工場等その他の場所、特定有害物質等取扱事業所、土壌若しくは地下水の特定有害物質による汚染に係る土地、土地の形質の変更をする土地、地下水を採取している工場等その他の場所、特定化学物質等取扱事業所、特定建築物若しくはその敷地若しくは建築工事場若しくは自動車の所在すると認める場所に立ち入り、必要な帳簿書類、施設その他の

物件若しくはばい煙等の発生若しくは排出、土壌若しくは地下水の汚染若しくは地下水の採取の状況を検査させることができる。
２　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
３　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
一部改正〔平成二一年条例二五号・二二年一一号〕
（適用除外）
第百五条　この条例に規定する事項に関してこの条例と同等以上の効果を期待することができるものとして規則で定める条例を制定している市町村の区域については、当該市町村の条例の規定に相当するものとして規則で定めるこの条例の規定は、適用しない。
（経過措置）
第百六条　この条例の規定に基づき規則を制定し、又は改廃する場合においては、その規則で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置を定めることができる。
（規則への委任）
第百七条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。
第六章　罰則
第百八条　第十条、第十九条第一項、第二十一条第一項、第三十一条、第三十四条第一項又は第四十一条第一項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
第百九条　次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。
一　第二十二条第二項又は第六十一条第二項の規定による命令に違反した者
二　第五十三条第一項の許可を受けないで揚水規制区域内の揚水設備により地下水を採取した者
三　第五十七条第一項の許可を受けないで第五十四条第一項第三号から第七号までに掲げる事項の変更をした者
第百十条　次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。
一　第十五条第一項又は第十七条第一項の規定に違反した者
二　第二十条第一項、第二十四条第二項又は第七十条第二項の規定による命令に違反した者
２　過失により、前項第一号の罪を犯した者は、三月以下の禁錮（こ）又は二十万円以下の罰金に処する。
第百十一条　第七条第一項、第九条第一項、第二十八条第一項又は第三十条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、三月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。
第百十二条　次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。
一　第七条第二項、第八条第一項、第二十九条第一項又は第五十六条第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
二　第十二条第一項又は第三十二条第一項の規定に違反した者
三　第二十三条第一項の規定に違反して、記録をせず、虚偽の記録をし、又は記録を保存しなかった者
四　第四十七条第二項又は第百条第二項の規定による命令に違反した者
一部改正〔平成二三年条例二〇号〕
第百十三条　次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金に処する。
一　第八条第二項、第九条第二項又は第四十六条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
二　第百四条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
第百十四条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第百八条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。
第百十五条　次の各号のいずれかに該当する者は、三万円以下の過料に処する。
一　第十三条第一項（第三十五条において準用する場合を含む。）若しくは第二項、第十四条第三項（第三十五条及び第六十四条において準用する場合を含む。）、第四十六条第二項、第五十九

条、第六十条、第六十五条第二項又は第六十八条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二　第六十三条の規定に違反して水量測定器を設置せず、又は同条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者

三　第六十九条第二項の規定に違反して、特定化学物質等管理書を提出しなかった者

附　則

（施行期日）

1　この条例は、平成十五年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第六条第三項（第二十五条第三項及び第三十九条第三項において準用する場合に限る。）、第二十五条第三項及び第三十九条第三項の規定　公布の日

二　第四十二条、第四十三条（第四十二条第二項に係る部分に限る。）、第四十四条（第四十二条に係る部分に限る。）、第四十五条（第四十二条、第四十三条（第四十二条第二項に係る部分に限る。）及び第四十四条（第四十二条に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、第六十八条第一項、第七十三条、第七十五条（第七十三条第一項に係る部分に限る。）、第百一条（第四十四条（第四十二条に係る部分に限る。）及び第七十五条（第七十三条第一項に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、第百四条（土地改変者及び土地の改変を行う土地に係る部分に限る。）及び第百十三条第二号（第百四条第一項中土地改変者及び土地の改変を行う土地に係る部分に限る。）の規定　平成十六年四月一日

三　第六十八条第二項、第六十九条、第七十四条、第七十五条（第七十四条第一項に係る部分に限る。）、第百一条（第七十五条（第七十四条第一項に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）並びに第百十五条第一号（第六十八条第二項に係る部分に限る。）及び第三号の規定　平成十七年四月一日

四　第八十条、第八十二条（第八十条第一項及び第二項に係る部分に限る。）、第百一条（第八十二条（第八十条第一項及び第二項に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、第百四条（特定自動車使用事業者に係る部分に限る。）及び第百十三条第二号（第百四条第一項中特定自動車使用事業者に係る部分に限る。）の規定　規則で定める日

（平成十五年八月規則第八十六号で、同十九年四月一日から施行）

（経過措置）

2　改正前の愛知県公害防止条例第四十一条の二第二項の規定による報告で規則で定めるものについては、なお従前の例による。

3　この条例の施行前に改正前の愛知県公害防止条例の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この条例中にこれに相当する規定があるときは、この条例によってしたものとみなす。

4　この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（愛知県公営企業の設置等に関する条例の一部改正）

5　愛知県公営企業の設置等に関する条例（昭和五十五年愛知県条例第三号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

（旧特定化学物質の取扱量の把握等に関する特例措置）

6　平成二十一年度においては、旧特定化学物質等（特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成二十年政令第三百五十六号）による改正前の特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令（平成十二年政令第百三十八号）別表第一に掲げる第一種指定化学物質又は同表に掲げる第一種指定化学物質を含有する製品であって同令第五条に定める要件に該当するものをいう。以下同じ。）を業として取り扱う者で規則で定める事業所（以下「旧特定化学物質等取扱事業所」という。）を有していることその他規則で定める要件に該当するもの（以下「旧特定化学物質等取扱事業者」という。）は、その事業活動に伴う旧特定化学物質（同表に掲げる第一種指定化学物質をいう。以下同じ。）の取扱量を、規則で定めるところにより、旧特定化学物質及び旧特定化学物質等取扱事業所ごとに把握しなければならない。

追加〔平成二一年条例三八号〕

7　平成二十二年度においては、旧特定化学物質等取扱事業者は、規則で定めるところにより、旧特定化学物質及び旧特定化学物質等取扱事業所ごとに、前項の規定により把握される平成二十一年度の旧特定化学物質の取扱量に関し規則で定める事項を知事に届け出なければならない。

追加〔平成二一年条例三八号〕

8　平成二十一年度にすべき第六十八条第一項の規定による把握及び平成二十二年度にすべき同条第二項の規定による届出については、同条の規定は、適用しない。

追加〔平成二一年条例三八号〕

9　平成二十一年十月一日から平成二十二年三月三十一日までの間においては、旧特定化学物質等取扱事業所で規則で定めるもの（以下「旧特定事業所」という。）を有している旧特定化学物質等取扱事業者（以下「旧特定事業者」という。）は、旧特定事業所ごとに、化学物質適正管理指針に従い、旧特定化学物質等を適正に管理するために講ずる措置を定め、当該措置を記載した書面（以下「旧特定化学物質等管理書」という。）を作成しなければならない。

追加〔平成二一年条例三八号〕

10　旧特定事業者は、旧特定化学物質等管理書（平成二十二年四月一日以後においては、特定化学物質等に該当する旧特定化学物質等に係る措置を記載したものを除く。）を作成し、又は変更したときは、規則で定めるところにより、これを知事に提出しなければならない。

追加〔平成二一年条例三八号〕

11　附則第九項の期間においては、第六十九条の規定は、適用しない。

追加〔平成二一年条例三八号〕

12　次の各号のいずれかに該当する者は、三万円以下の過料に処する。

一　附則第七項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二　附則第十項の規定に違反して、旧特定化学物質等管理書を提出しなかった者

追加〔平成二一年条例三八号〕

附　則（平成二十一年三月二十七日条例第二十五号）

1　この条例は、平成二十一年十月一日から施行する。ただし、第七十二条第一項及び第七十三条第一項の改正規定並びに第三章第一節の次に一節を加える改正規定中第七十五条の二第一項及び第二項に係る部分は、公布の日から施行する。

2　この条例の施行の際現に新築、増築又は改築（以下「新築等」という。）の工事中の特定建築物（改正後の県民の生活環境の保全等に関する条例（以下「新条例」という。）第七十五条の三第一項に規定する特定建築物をいう。）の当該新築等については、新条例第七十五条の三から第七十五条の七まで及び第百四条（特定建築主並びに特定建築物並びにその敷地及び建築工事場に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

附　則（平成二十一年七月十日条例第三十八号）

この条例は、平成二十一年十月一日から施行する。

附　則（平成二十二年三月二十六日条例第十一号）

（施行期日）

1　この条例は、平成二十二年十月一日から施行する。ただし、第一条及び次項の規定は、同年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　汚染土壌（土壌汚染対策法の一部を改正する法律（平成二十一年法律第二十三号）による改正前の土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第五条第一項の環境省令で定める基準に適合しない汚染状態にある土壌をいう。）の処分が規則で定める方法により行われる場合に当該汚染土壌の搬出先となる施設（平成二十二年四月一日現に設置されているもの（設置の工事がされているものを含む。）に限る。）について土壌汚染対策法第二十二条第一項の許可の申請をしようとする者については、第一条の規定による改正後の県民の生活環境の保全等に関する条例第四十五条の二の規定は、適用しない。

3　この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に使用が廃止された土壌汚染対策法第三条第一項に規定する有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地であった土地の所有者、管理者又は占有者（同項ただし書の確認を受けた者（同条第五項の規定により施行日前に当該確認を取り消された者を除く。）を除く。）及び施行日前に同法第四条第二項又は第五条第一項の規定による

命令を受けた者については、第二条の規定による改正後の県民の生活環境の保全等に関する条例（以下「新条例」という。）第四十条第二項及び第五項の規定は、適用しない。

4　施行日前にされた土壌汚染対策法第十四条第一項の申請に係る同法第十一条第二項に規定する形質変更時要届出区域内の土地については、新条例第四十条第五項の規定は、適用しない。

5　施行日前にされた第二条の規定による改正前の県民の生活環境の保全等に関する条例第四十二条第一項の規定による届出に係る土地の改変については、なお従前の例による。

附　則（平成二十三年三月二十二日条例第二十号）

この条例は、平成二十三年十月一日から施行する。ただし、第十九条第一項及び第八十三条第一項の改正規定は、大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律（平成二十二年法律第三十一号）の施行の日から施行する。

附　則（平成二十四年三月二十七日条例第二十四号）

1　この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、第八十五条の改正規定は、平成二十四年四月一日から施行する。

2　改正前の県民の生活環境の保全等に関する条例第七十四条第一項に規定する地球温暖化対策実施状況書であって、平成二十五年度に提出すべきものについては、なお従前の例による。